

9月議会のあらまし

平成30年館林市議会第3回定例会は、8月28日から9月12日までの16日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、報告1件、議案9件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決、認定されました。その他、委員会提出議案1件、議員提出議案3件、請願2件の審議が行われました。

人事案件

▽教育委員会委員の任命について
猪熊妙子さん(若宮町)の任期が、本年10月8日をもって満了となることから、引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

地方自治法の規定に基づき、より適正に設置・運営するため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

条例の制定

▽館林市附属機関設置条例
外部有識者及び市民の意見を市政に反映させる仕組みである附属機関について

条例の改正

▽館林市地域包括支援センターの職員及び運営に関する

統合し、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

▽土地の売却について
館林市広域防災拠点整備事業用地のうち、群馬県企業局から取得した医療施設用地部分、面積3万6644.28㎡を金額11億9093万9100円で医療法人社団慶友会へ売却するに当たり、議会の議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

▽館林市清掃センター焼却処理施設解体工事請負契約の締結について
旧ごみ焼却処理施設である館林市清掃センターは、昭和62年4月から供用を開始し、以来30年間運用してきましたが、平成29年4月の新ごみ焼却処理施設たてばやしクリーンセンターの供用開始に伴

い、平成29年3月に閉鎖した施設を4億9032万円の解体工事請負契約を締結しようとするもので、全員一致で可決されました。

報告

▽平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るべき基準が設けられ、具体的な指標である実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支及び連結実質収支が黒字であることから赤字比率はなく、実質公債費比率は4.9%、将来負担比率は90.7%で



解体される清掃センター